

業務委託仕様書

本仕様書は岩手県水産技術センター海水ポンプ等機械設備保守点検業務の実施に関し必要な事項を定めるものであり、受託者はこの仕様書の定めるところにより誠実に実施するものとする。

1 業務内容

- (1) 岩手県水産技術センターに設置されている海水ポンプ等機械設備の保守点検業務を委託するものである。
- (2) 保守点検業務は、月例点検とし、必要に応じて随時作業を実施する。

2 業務場所

岩手県水産技術センター（岩手県釜石市大字平田第3地割75番地3）

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 対象設備

(1) ポンプ関係

ア 海水ポンプ

ブラインポンプ (No.1、No.3～No.4)	3台
温水ポンプ (No.1～No.2)	2台
調温海水ポンプ (No.1～No.3)	3台
ろ過ポンプ (No.1～No.4)	4台
真空ポンプ (ろ過棟) (No.1～No.2)	2台
排水水中ポンプ 汚水汚物用	6台
真空ポンプ (取水棟) エバラ水封式	1台
海水取水ポンプ (No.1～No.3)	3台
ドレン排水ポンプ	1台

イ エアコンポンプ

冷却水ポンプ (No.1～No.2)	2台
冷温水ポンプ (No.1～No.2)	2台

ウ 給湯循環ポンプ (No.1～No.2) 2台

エ 滅菌海水ポンプ 1台

(2) 送風機関係

ルーツブロアー (No.1～No.3)	3台
---------------------	----

(3) ろ過器関係

動式自動急速砂濾過器 (No.2～No.3) 2池

マリノサイフォン・フィルター (ノーマンコントロール 濾過装置)

5 業務の仕様等

(1) 月例点検

毎月1回技術員を派遣し、月例点検作業内容(別表1)に示す項目について点検、必要に応じ調整等を実施すること。

(2) 随時作業

不時に故障や事故の連絡を受けた場合は、速やかに技術員を派遣し適切な処理を行う。

6 業務報告

上記「5業務の仕様等」に示す業務完了後は、各点検毎に部品交換時期等の詳細資料を含む報告書を提出すること。

7 消耗品等

業務に要する機器及び消耗品は受注者の負担とする。ただし随時作業に係る費用は別途協議する。

8 注意事項

- (1) 本仕様書の記載事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示によること。
- (2) 業務に支障のある他の工作物の保護、撤去又は移転、業務完了後の後片付け及び清掃に関する経費は、受注者の負担により対応すること。また、受注者の故意又は重大な過失により施設、物品等に損害を生じた場合には直ちに発注者に報告のうえ、受注者の負担により対応すること。
- (3) 本仕様書の記載事項及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示によること。

(別表1)

月例点検作業内容

毎月1回岩手県水産技術センター施設内の機械設備について、次に掲げる内容を主とした点検を行うものとする。

1 回転機器類 (ポンプ、ブローア)

- (1) 運転音、目視に加え、電動機温度、ポンプ温度の測定を行い異常の有無を確認する。
- (2) 運転データの採取により性能劣化の有無を確認する。
- (3) 大型機器は、振動計による振動測定を行い、異常の有無を確認する。
- (4) ポンプは軸シール部の漏れを確認し、グラント形式にあっては締めつけの調整を行う。

2 ろ過器

- (1) 目視により異常や汚染の有無を確認する。
- (2) ろ過速度を検討の上、必要に応じて原海水通水量の調整を行う。
- (3) ろ過器の状況を確認し、必要に応じて分配可動堰の調整を行う。
- (4) 強制逆洗が正常に行えるか確認する。
- (5) 逆洗頻度、逆洗時間 (逆洗流速) が適正であるかを確認し、必要に応じて調整を行う。
- (6) 逆洗直後の初期差圧に異常がないか確認する。
- (7) 契約期間中に一度、ろ過器2台のろ過砂を中層・下層の2種類に分けて検体 (合計4検体) を採取し、試験分析を行うこと。
 - ・ふるい分け試験
 - ・洗浄濁度試験
 - ・塩酸可溶率
 - ・汚泥濁度
 - ・汚泥重量

3 調温設備関係

運転データにより異常の有無を確認する。

4 付帯設備

電動弁、流量計、圧力計、測温抵抗対、液面制御機器、排煙濃度計等の作動状況と異常の有無を確認する。